ハートピット株式会社

2024年12月
OPEN

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのご案内

～定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを使いませんか？～

マチツナガル
定期巡回・ぷらすわん

在宅生活に不安を感じていませんか？

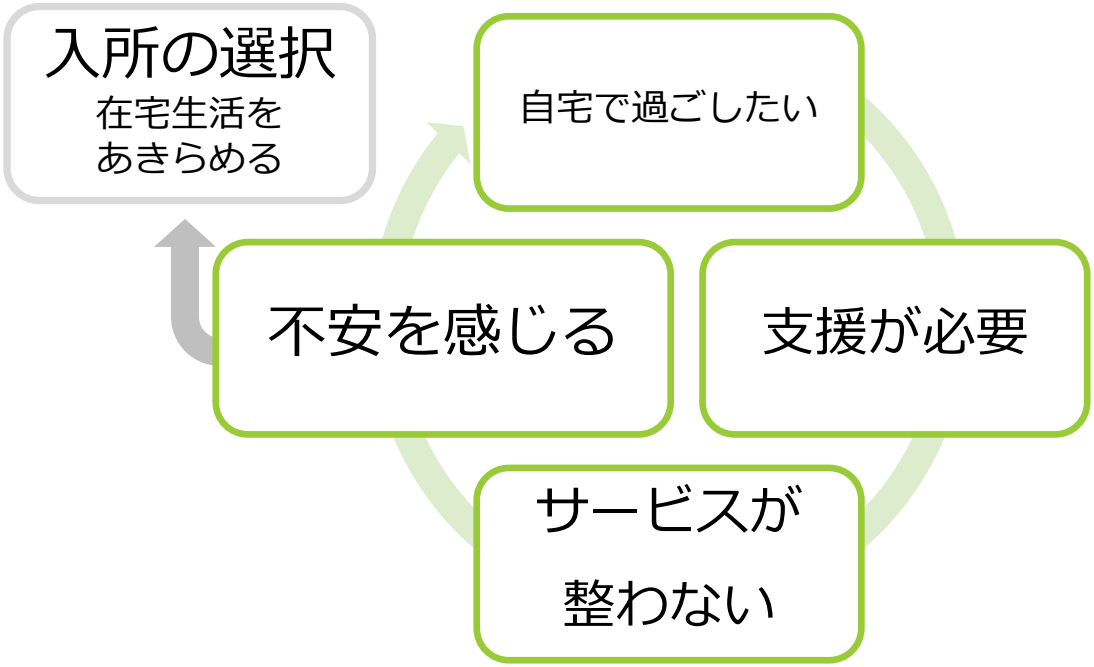

ご本人、ご家族の希望があっても必要なサービス提供体制が整わなければ、在宅生活の継続が図られないのが現状です。

結果、サービス体制の確保ができず、不安を感じ施設入所の選択肢が出てきます。

在宅生活継続の課題

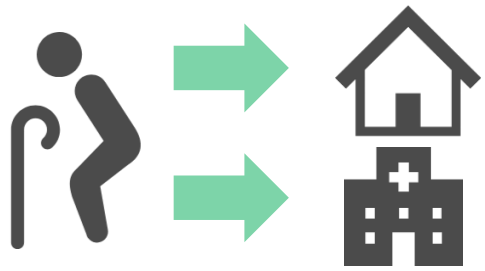

POINT

サービス体制が整えられるか

特に訪問系サービスの体制を整えるのが難しいのが現状

在宅継続を阻害する要素

課題	理由
サービスを受けられる時間に制限がある。	早朝の時間や夜間にサービス提供が出来る事業所が少ない。
毎日サービスが必要になれば調整に時間が必要。	毎日・複数回のサービスが必要になれば単独事業所では賄いきれず複数の事業所の介入が必要になる。
積み上げ式の利用料のために費用負担が大きくなる。	使えば使うほど費用が必要となる。また、利用単位数の上限もあり場合によれば一度のサービス利用料が高額になる状況もある。

新たな選択肢として

訪問介護

定期巡回

POINT

サービスの違いを把握する

必要なサービスの提案

訪問介護と定期巡回の違い

訪問介護	定期巡回
日中のサービス中心（夜間は加算がつくため）　土日のヘルパー確保も難しい	サービス提供時間24時間365日
サービス量が多くなれば、複数事業所の介入	サービス量に関わらず、定期巡回事業所にて対応
サービスの増加により利用料金は増加	サービスの増減に関わらず利用料は一定 ※減算があるので安くなる場合もある

定期巡回の独自サービス

POINT

定期巡回のメリットを知る

安心できるサービスポイント
（24時間と看護師の介入）

利用メリット

サービス	内容
コールシステムの設置	自宅に専用のコールシステムを設置
随時通報による対応	24時間の連絡対応体制と必要時の訪問サービス
看護師等の訪問がご利用者にある	看護師等により月に1回の訪問にての状態確認（アセスメント）

定期巡回サービス利用の注意点

POINT

利用に制限がある

特に住所地には注意

確認事項

注意点	内容
要介護度の確認	要介護1～5の方のみ利用 ※要支援1、2の方は不可
住所地の確認	介護保険証の記載されている住所地が事業所の住所地と一致している
併用サービスの確認	訪問介護の併用はできません。定期巡回との新たな契約 ※訪問看護も連携先に限ります

対象者のイメージ

POINT

身体介護の頻度が高い方

定期巡回は必要に応じて複数回の訪問を行うことが可能
排泄介助や服薬介助を軸に訪問予定を提案

定期巡回の対象事例

具体的な対象者
急に状態の変化があった方（ADLの低下・体調不良）
服薬や点眼管理が難しい方（認知症の方）
不安感が強い方
急に退院をせまられた方
終末期を自宅で過ごしたい方（ターミナル）

単位数（連携型） 2024年6月～

サービスコード		介護度	支給限度額(単位)	月額包括報酬	日割り	通所利用減算	残単位数	訪問看護
種目	項目							
76	2111	要介護１	16,765	5,446	179	62	11,319	2,961
76	2121	要介護２	19,705	9,720	320	111	9,985	2,961
76	2131	要介護３	27,048	16,140	531	184	10,908	2,961
76	2141	要介護４	30,938	20,417	672	233	10,521	2,961
76	2151	要介護５	36,217	24,692	812	281	11,525	3,761

※入院時は入院月に1回でも訪問があると包括報酬。訪問が無ければ算定不可

加算・減算について

【初期加算】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を始めた日から30日以内の期間に限って、1日あたり30単位を加算する制度です。

（注意事項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の初期加算が算定できるのは、サービスを利用し始めた日から30日以内です。この30日以内の間にショートステイやデイサービスの利用に伴って定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用しない日があった場合は、初期加算を算定することはできませんので注意が必要です。

入院などに伴って30日以上の期間にわたってサービスの利用を控えていた場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用再開後に再度初期加算の算定が可能になります。再度初期加算を算定する場合は退院日からとなり、前述の通りショートサービスなどを利用した場合は初期加算の対象外となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供している事業所との契約を一旦解除した後の再契約でも、初期加算を算定可能です。この場合も入院などによる一時的なサービス利用の休止と同様に、サービスを利用していない期間が30日以上あることが条件となります。

加算・減算について

【サービス提供体制加算】

自治体から認可された定期巡回事業所のうち、より質の高い定期巡回・随時対応型訪問介護看護を評価する加算が、サービス提供体制強化加算です。

サービス提供体制加算Ⅰ・・・750単位／月

〃　　Ⅱ・・・640単位／月

〃　　Ⅲ・・・350単位／月

※加算算定区分検討中

加算・減算について

【総合マネジメント加算】

地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。

総合マネジメント加算Ⅰ・・・1200単位／月（※算定予定）

〃　　Ⅱ・・・　800単位／月

【減算】

・通所系サービス（通所介護、通所リハビリ）利用時減算あり

・ショートステイ利用時は日割りとなる。

※入所日は算定不可、退所日は算定可　ただし訪看は入所日～退所日算定不可

定期巡回Ⅲ・夜間について

【利用対象者】

・定期巡回・随時対応サービス事業所のある地域にお住まいの
　要介護１～５の方

・ケアコール端末（オペレーターに通報できる端末機器）をお持ちの方

【提供時間】

・夜間帯（18：00～翌8：00）のみサービス提供
　<u>※22時から6時までの間は最低限含む必要があります。</u>

8時～18時までの時間帯を含むことは認められないため、この時間帯については必要に応じて指定訪問介護（看護）を利用することとなります。

定期巡回Ⅲ・夜間について

定期巡回・随時対応サービスは、利用者に概ね１月に１回程度、看護職員によるアセスメント（モニタリング）を行い、記録に残すことが義務付けられています。

ただし、夜間対応型は、看護職員の意見を踏まえて適切な頻度でアセスメント（モニタリング）が実施されている場合は、必ずしも１月に１回以上実施する必要がありません。

単位数（定期巡回Ⅲ・夜間）

【定額】

・基本夜間訪問サービス費：989単位/月

【出来高】

・定期巡回サービス費：372単位/回

・随時訪問サービス費（Ⅰ）：567単位/回

・随時訪問サービス費（Ⅱ）：764単位/回

（２人の訪問介護員等により訪問する場合）

※要介護度によって単位数の変更はありません。

【日割り】

・定期巡回随時（Ⅲ）1　：33単位/日　（基本夜間訪問サービス費）

※月途中のサービス開始・終了時、短期入所（ショートステイ）利用時

単位数（定期巡回Ⅲ・夜間）

【加算】

〇算定可能な加算

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2　：　22単位

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2　：　18単位

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2　：　６単位

※定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に１日につき

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）2　：　3単位

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）2　：　4単位

※定期巡回サービス又は随時訪問サービスの提供を行った際に１日につき

単位数（定期巡回Ⅲ・夜間） 2024年6月～

×算定不可な加算

・初期加算

・総合マネジメント体制強化加算

・口腔連携強化加算　等

【減算】

・定期巡回同一建物減算3　：　1月につき所定単位数の10%減算

・定期巡回同一建物減算4　：　1月につき所定単位数の15%減算

◎定期巡回（Ⅰ）・（Ⅱ）では、通所介護（デイサービス）を利用した際に通所減算がありますが、夜間対応型では、通所系サービスを利用した場合でも減算はありません。

定期巡回ならこんなこともできる

（例）

- 1日複数回の服薬、点眼薬、食事の提供
- 定期的な水分補給、室温確認
- 定期的なオムツ交換
- 午前中に洗濯して、午後に干す
- 訪問したら不在だったので、時間をずらして訪問
- 尿漏れしてしまって、衣類が汚れてしまった・・・

車いすからずり落ちてしまって、動けない・・・など、不測の事態でも随時対応ができる

定期巡回は、アセスメント結果に応じて1日複数回の訪問が可能です。時間のしばりもないためフレキシブルな対応が可能となります。また、利用者様にはコール端末をお渡ししますので、不測の事態が生じたときには随時対応ができるサービスとなります。

ぷらすわんならこんなこともできる

◆退院直後は心配だったので毎日訪問して支援をしてほしい（定期巡回）。

体調が安定して元気になったから、昼間の訪問は週2回程度で大丈夫だが、夜間何かあったとき心配なのでコール機だけもっていたい（定期巡回Ⅲ・夜間＋訪問介護）

さらに元気になったので昼間の訪問は不要だが、やはり夜間だけ心配なのでコール機だけ持っていたい（定期巡回Ⅲ・夜間）

ぷらすわんは通常の訪問介護サービスも提供しておりますので、
定期巡回⇔訪問介護が1つの事業所で提供できます！

上記のように元気になってきたから訪問介護に変更、更に状況が変わって再度複数回の訪問が必要になったら定期巡回に戻すことが可能ですので、利用者様の状態や状況に応じて、適切なサービスを提供することができます！

自社に、大和市南林間で7年運営している、はあと訪問看護ステーションもあるので医療連携もスムーズです！もちろん、他社の訪問看護ステーションさんとの連携も積極的に図っていきたいと考えております！

利用者のメリット

- ◆自宅での生活をメインとしたサービス提供を受ける事ができる
- ◆料金が定額。包括報酬のため、料金が分かりやすい
- ◆コール端末の付与により随時対応できる
- ◆通い慣れたデイサービスも利用し続けることができる
- ◆早朝、夜間の定期訪問もしてもらえる
- ◆1日複数回の訪問や昼夜問わず不測の事態にも対応してもらえる
- ◆信頼関係ができているケアマネさん、訪問看護さんも変わらない

  ※訪問看護さんは当事業所との連携契約が必要となります

- ◆最低月1回は、訪問看護師さんの健康管理をしてもらえる

さまざまな利点があるので、安心して在宅生活が続けられます！

ケアマネさんのメリット

- 大事な利用者様の在宅生活を継続することができる
- 積み上げ式ではなく、包括報酬のため給付管理が分かりやすい。
- 身体介護・生活援助などの区分けがないため単位数が分かりやすい。
- 私たちがアセスメントし、ご利用者様と擦り合わせたのちに訪問時間や回数を決めるため定期巡回のスケジュールを調整する必要がなく、マネジメントが楽。もちろんご報告はいたします。
- ケアプランは、あらかじめ必要と思われるサービスを盛り込んでいただくことでサービス提供可能ですので、ケアプラン作成が訪問介護より楽。

ケアマネさんは利用者様のケアマネジメント、事業所の調整、帳票作成など日々忙しいことと思われます。定期巡回を利用されると、大事な利用者様の在宅生活継続の可能性が高くなることと共にケアマネさんの業務軽減にもつながります！

連携訪問看護事業所のメリット

- 私たちが必要に応じて毎日、複数回訪問することが多いため、看護業務に徹することができる。今まで訪問したらまずは掃除、室内の整理ということが無くなります。掃除や室内の整理は、私たちが行いますので訪問看護さんは医療処置、健康管理など看護師さんしかできないことに徹することができます。
- 昼夜問わず、ベッドや車いすからずり落ちた、尿や便失禁したなどでオンコール対応することがあるかと思います。緊急コールは、まず私たちが受けますのでこのような場合は訪問看護さんは対応しなくても私たちで対応し、異変があったときのみ訪問看護さんへ連絡いたします。

在宅生活を支える訪問看護さんは、医療面だけではなく生活面でサポートすることも多いと思われます。定期巡回を利用いただくと、看護業務に徹することができ、本来の訪問看護ができます！

共通のメリット

◆私たちはスマケアというソフトを使います。

スマケアは、IDとパスワードをご家族や関係事業所に付与することで、付与された方はケア記録を見ることができますので、情報共有ができます。

情報共有することで、利用者様に最適なサービスを提供することができ、ご家族様もご利用者様の状況・状態を把握することができます。

何よりも在宅生活をご希望されているご利用者様の想いを手伝えるサービスとなります！

こんな方は向いていないかも・・・

◆訪問介護みたいに1時間、2時間かけてゆっくり関わってほしい！

もちろん定期巡回でも利用者様とのコミュニケーションは図っていきますが、短時間でこまめに訪問が必要な方が向いています。ただし、他の訪問介護事業所へ一部委託ができますので、協力の相談は可能かと思います。

◆あのスタッフでなくてはダメ！

24時間365日支援をしていく上で事業所は、シフト制で勤務いたしますので固定の担当スタッフのみが訪問することは難しいです。

◆介護保険での医療的ケアが多い！

連携させていただく訪問看護事業所も定額の包括報酬となりますので、介護保険での医療的ケアが多いと、連携訪問看護事業所から断られることが想定されます。

サービス利用計画の書き方

保険者番号		1	3	1	0	4	5	保険者名	東京都 新宿区	居宅介護事業者 事業社名担当者名	自己作成	作成年月日	
被保険者番号	0 0 0							フリガナ		保険者確認印	東京都新宿区長 印	届出年月日	
								被保険者氏名					
生年月日	昭和2年1月1日			性別				要介護状態区分	要介護1	区分支給限度基準額	16,692 単位/月	限度額適用期間	平成 年 月から 平成 年 月まで
				男				変更後要介護状態変更区分					前月までの短期入所利用日数 0 日

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者 事業所名	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
	包括報酬の場合		曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	回数
0:00 ～ 23:59	定期巡回随時対応Ⅱ1	○○事業所	予定	1																														1
①			実績																															
			予定																															
	日割算定の場合		実績																															
0:00 ～ 23:59	定期巡回随時対応Ⅱ1日割	○○事業所	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
			実績																															
			予定																															
			実績																															

①0：00～23：59とすれば提供時間帯ごとに行を増やす必要はない
②包括報酬の場合、いずれか１日に１を立てればよい

サービス利用計画の書き方
通所・短期入所利用時

提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名	日付	月間サービス計画及び実績の記録																															
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計回数
			曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	併ユ短期生活Ⅰ1	ショートステイ■■	予定															1	1	1	1														4
			実績																																
9:30～16:30	地域通所介護41	通所介護○○	予定	1							1														1							1			4
			実績																																
	通所利用減算11	ぷらすわん	予定	1							1														1							1			4
			実績																																
10:00～16:00	通所リハⅠ271	△△デイケアセンター	予定				1							1														1							3
			実績																																
	通所利用減算11	ぷらすわん	予定				1							1														1							3
			実績																																
0:00～23:59	定期巡回随時対応Ⅱ1日割	ぷらすわん	予定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
			実績																																
0:00～23:59	定期巡回総合マネジメント強化加算	ぷらすわん	予定	1																															1
			実績																																
0:00～23:59	定期巡回サービス提供強化加算Ⅰ1	ぷらすわん	予定	1																															1
			実績																																

① 通所利用時　利用日は定期巡回の報酬を減算する

→　通所利用日に「通所利用減算」に１を立てる

② 短期入所利用時　入所日から退所前日まで定期巡回の報酬に算定できない

→　日割りで算定。（上記の例）短期入所を２泊３日で利用した場合、３日目の退所日は定期巡回でも算定可能

※連携先訪問看護事業所は、退所日の算定は不可

事例①　退院直後のサービス利用

要介護度：要介護3

家族　：娘2人と同居していますが、娘たちが仕事のため日中独居

疾病　：気管支炎、喘息発作、認知症

ADL　：ポータブルトイレなどへの移乗は自身で行えますが、
食事などは声かけを行わないと忘れてしまうことがあります。

利用経緯：持病の喘息の発作で入院していました。退院の数日前から不穏状態になり、
退院後に自宅でどのような状況になるかケアマネジャーや家族も分からなかった
ため、本サービスを利用することになりました。

ケアプラン：1日3回（朝・昼・夜）の訪問

事例①　プランと支援経過

第3表　週間サービス計画書　作成年月日　年　月　日

利用者名　様　年　月分より

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
	6:00								
早朝	8:00								排泄介助・配膳・声掛け
午前	10:00								
	12:00								排泄介助・配膳・声掛け
午後	14:00								
	16:00								
夜間	18:00								排泄介助・配膳・声掛け
	20:00								
	22:00								
深夜	0:00								
	2:00								※24時間随時対応
	4:00								

【支援経過】

サービス開始当初は排泄介助への拒否がほぼ毎回ありました。また、ヘルパーへの暴言等はないものの、外まで聞こえるような大きな声で意味不明な発言をすることがありました。ケアコール端末が気になり、何度も通報することがありました（多い時で1日25回程）
その後、精神状態も安定し、大声を出すことや、ケアへの拒否、頻回な通報はなくなりました。
ヘルパーが声かけを行わなくても、訪問時に自ら食事や水分補給を行えるようになりました。
利用者の状態をケアマネジャーに報告し、自分でできることが増えたので1日3回の訪問から1日2回 の訪問で様子を見ることを提案しました。
朝は直前まで家族がいるので訪問しないこととし、昼・夕の2回の訪問に変更しました。訪問回数の 減少によるADLや生活の変化はありませんでした。

事例②
服薬や安否確認などの短時間訪問

要介護度：要介護 2

家族： 独居、キーパーソンの娘は遠方に在住で数か月に1度程度の訪問

疾病：アルツハイマー型認知症、高血圧

ADL：杖を使用して歩行でき、買い物や洗濯等の生活面は行えていますが、
認知症の「物盗られ妄想」があります。

利用経緯： 「物盗られ妄想」により不安が強まり、地域 包括支援センターや警察へ
一日に何度も相談に行っていました。
また、認知症と血圧の薬を適切に飲めておらず、
服薬支援の必要があったため、本サービスを利用することになりました。

ケアプラン：1日1回（夜）の訪問と必要に応じて随時訪問

事例②　プランと支援経過

第3表　週間サービス計画書　作成年月日　年　月　日

利用者名　様　年　月分より

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
									血圧測定・服薬確認
早朝	6:00								
	8:00								
午前	10:00								
	12:00								
午後	14:00								
	16:00								
夜間	18:00								血圧測定・服薬確認
	20:00								
	22:00								
深夜	0:00								
	2:00								※24時間随時対応
	4:00								

【支援経過】

始めは定期巡回サービスに対しての抵抗を感じており、拒否されることも考えられましたが、毎日ヘルパーは訪問して本人の話を傾聴することで、次第に精神状態も安定して「毎日ヘルパーが来てくれてうれしい」という発言もありました。
ヘルパーの訪問時に不在のことが多々ありましたが、ヘルパーが時間を空けて再度訪問するなどの対応をすることで、確実に服薬を行いました。
また、定期巡回事業所から主治医に毎日の血圧測定の数値を報告した結果、主治医は血圧の薬を適量に処方することができました。毎日の訪問の中で、ヘルパーから、「髪がべたついている、浴室が汚れている」などの報告があり、入浴できていないことが考えられたため、デイサービスでの入浴をケアマネジャーに提案しました。

事例③　在宅でのターミナルケア

c要介護度 ：要介護 4

家族 ：独居

疾病： 肝細胞癌の末期、正常な肝臓の部分がない状態です。
副腎や骨にも転移があり、左足に疼痛があります。また、腹水や浮腫、
下肢からの浸出液があります。主治医の見立てでは、余命は2週間～1か月
ですが、本人には告知していません。

ADL ：ポータブルトイレに一部介助にて移乗可能です。
食事は本人で少量を摂取できます。 骨転移のため、左足に疼痛があります。

利用経緯 ：入院先の病院ではこれ以上治療ができない状態のため、
本人の希望により退院し、本サービスを利用することになりました。

ケアプラン：1日5 回（朝・昼・夕・夜・深）の訪問

事例③　在宅でのターミナルケア

第3表　週間サービス計画書　作成年月日　年　月　日

利用者名　様　年　月分より

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
									排泄介助・服薬介助・食事改善
早朝	6:00								
	8:00								
午前									
	10:00								
	12:00								排泄介助・服薬介助・食事改善
午後									
	14:00	訪問看護		訪問看護		訪問看護		訪問看護	
	16:00								排泄介助・服薬介助・ゴミ出し
夜間									
	18:00								
	20:00								
									排泄介助・服薬介助・食事改善
	22:00								
深夜									
	0:00								
	2:00								
									排泄介助
	4:00								※24時間随時対応

【支援経過】

ケア開始時は状態が安定しており、好きなTVや鉱物の甘いものを食べるなどして過ごしていました。
買い物では、ヘルパーがゼリー飲料などの飲みやすい物を選んで購入しました。 1日に1回程度、身体の強い掻痒感や吐き気があるとの通報があり、ヘルパーが随時訪問を行いました。
本人の状態が悪化し、自身で水分補給することが困難になったため、頓服で内服液を飲むことになりました。次第に、本人に声かけをして開眼しても、すぐ閉眼するところまで意識レベルが落ち、主治医からは、いつ呼吸が止まってもおかしくない状態との連絡が入りました。その後、プランを変更し、1日5回のケアの合間に訪問可能なスタッフが安否確認にて訪問することになりました。

まずはご相談を

POINT

困ったら一度相談を

必要なサービスが分からない
大きくサービスが変更する
プランが定まらない方に有効

定期巡回が有効な方

対象者	理由
自宅生活に不安を感じておられる方	コールシステムと随時対応が安心に繋がる。
夜間にサービスが必要な方	24時間365日体制のサービス提供
必要なサービス量が把握できない方	定期巡回で実際の状況を把握することも可能
今までのサービス量では対応ができなくなった方	サービス調整に時間が必要だったり、料金の問題が発生する

お問い合わせ先

電話番号

０４６－２４０－７４７４

不在の時は留守番電話にメッセージを入れて下さい。
折り返しご連絡いたします。

定期巡回・ぷらすわん

管理者：清水　泰治（シミズ　タイジ）